

## 5. 運営手法について

### 5.1 運営の基本的な考え方

#### (1) 多様な主体による柔軟な運営体制

環境学習を推進するためには、国（沖縄総合事務局及び各省庁等）・沖縄県・沖縄市の行政機関が連携するとともに、教育機関（学校）、NPO、市民団体、企業、地元自治会、一般市民等、多岐にわたる諸団体の連携・協力が必要である。

また、目的に応じて、様々な施策を検討する組織や、情報交流・対話のための連絡体制を築くなど、柔軟な運営を行う。

#### (2) 環境学習の促進・継続・発展を支援する運営

環境学習は、環境に対する知識を深め、自分たちの住む町の環境をより良いものにするために考え、行動する力を身につける学習であり、こうした人材を育成することは環境問題のみならず、地域の発展にも寄与するものである。

このため、プログラムの継続的な開発、指導員等人材の育成、資機材の提供等、環境学習を促進するための支援施策を検討し、活動の促進を図るとともに、活動を継続・発展できるようなシステムを作り上げることが重要である。

5.2 環境学習プログラムの継続的实施に向けたプロセスと役割

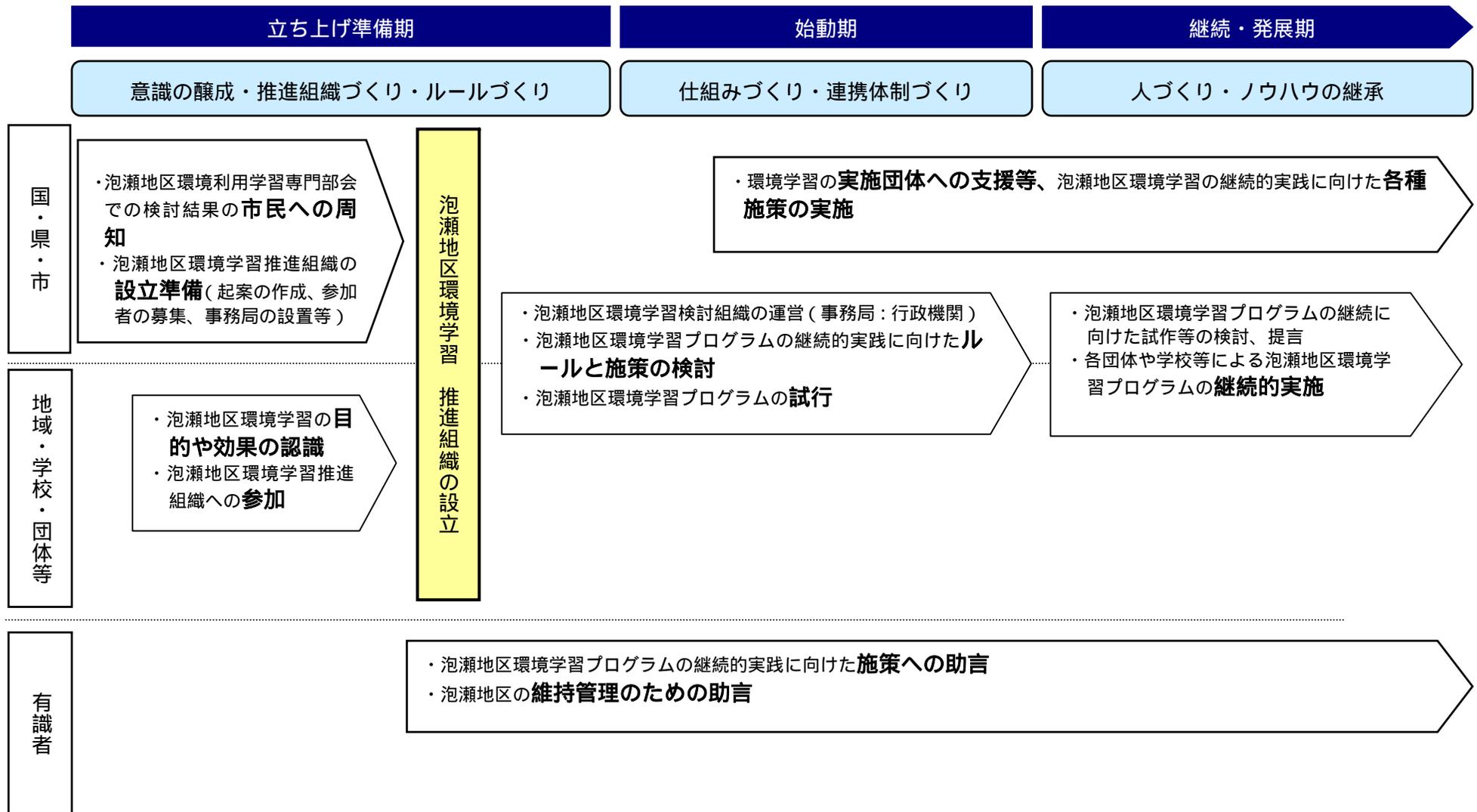


図 - 3.5.1 環境利用学習運営の基本的な流れ

### 5.3 組織体制

泡瀬地区における環境学習を円滑かつ効率的に実践するにあたっては、実際に環境学習を実施する教育機関（学校）NPO等諸団体、地域住民、民間企業等と、こうした活動を支援する国・県・市の行政機関、及び有識者等の連携・協力が必要であり、これを継続できるようなシステムを作り上げるのが重要である。

#### (1) 立ち上げ準備期

今後、泡瀬地区における環境学習を推進するにあたっては、まず、その準備として、環境学習に関連すると思われる様々な組織や市民に対し、「泡瀬地区における環境学習の意義」等について周知を図るとともに、効果的な環境学習を行えるよう、行政機関が主導的な立場に立って各組織の連携・協力確保等の推進施策を実行していくことが必要となる。

これを円滑かつ効率的、効果的に行うためには、専門の組織設立が不可欠と考えられ、行政機関、地元自治会、教育機関（学校等）、沖縄市内のNPO、団体、教育支援施設（財団法人子ども未来ゾーン、沖縄市子どもセンター等）の関係者、及び環境利用学習に関心のある市民等による推進組織を設立する。

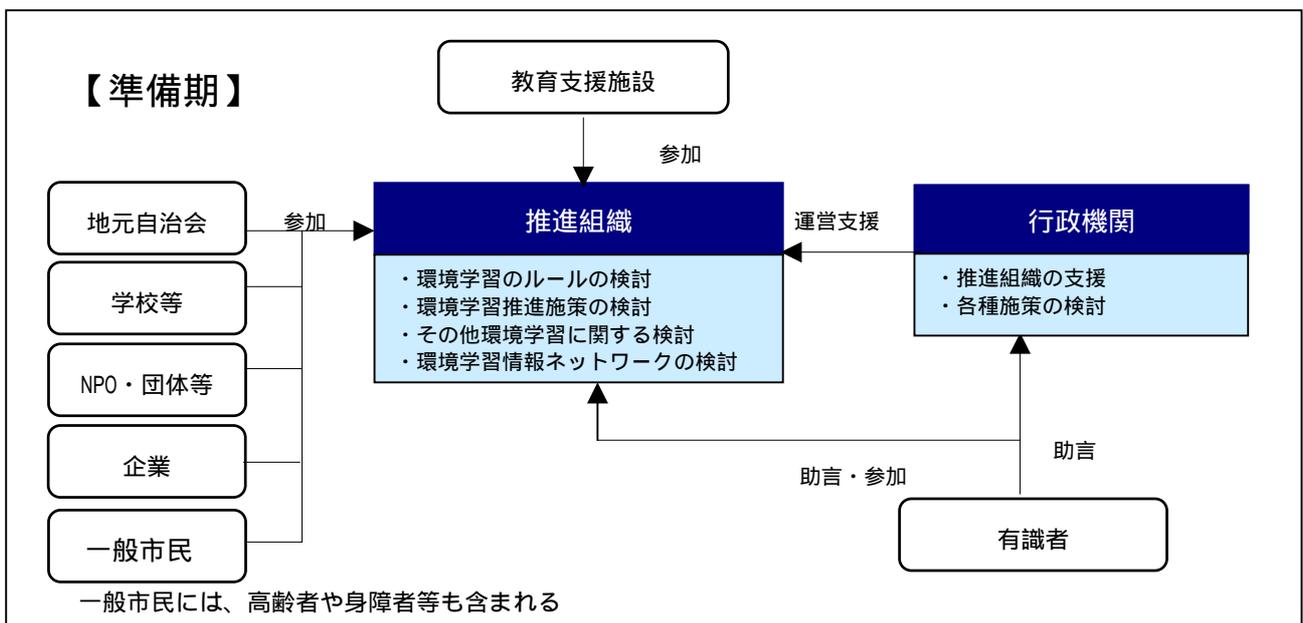


図 - 3.5.2 立ち上げ準備期の組織体制（案）

## (2) 始動期

泡瀬地区環境学習プログラムの実践に向けたルールや施策等の検討結果等を踏まえ、推進組織主催により、泡瀬地区において環境学習プログラムを実践する。

実践にあたっては、県内の自然体験学習施設、現在自然体験学習等を実践している県内の NPO 等緒団体に、プログラム運営ノウハウ等の情報提供、インタープリター等の人材提供等、協力・支援体制を仰ぐことが必要である。

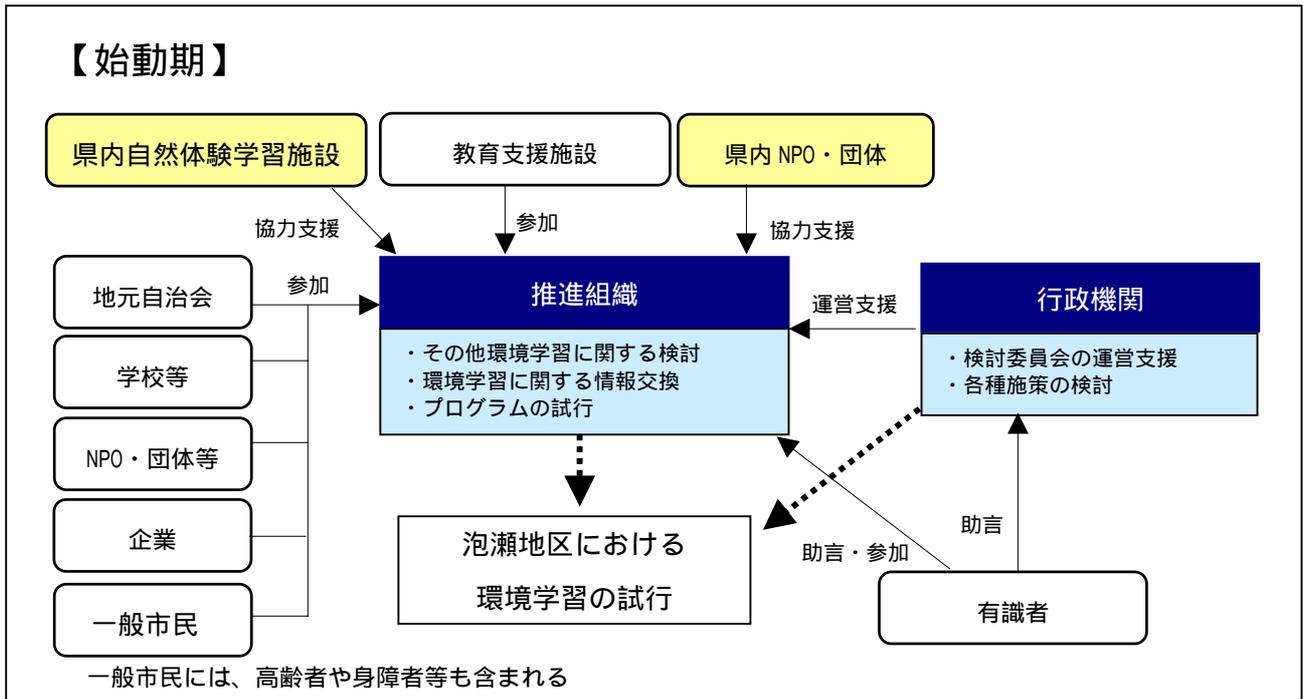


図 - 3.5.3 始動期の組織体制（案）

(3) 継続・発展期

泡瀬地区における環境学習を継続・発展させるためには、教育機関（学校）、NPO 等諸団体、地域住民、企業等の各運営主体が、プログラム運営に関するノウハウを習得するとともに、各団体が有する情報や人材等の相互提供等、組織間の協力体制を継続的に維持することが重要となる。

このため、推進組織は、定期的な会議開催、情報や人材等の相互提供、環境学習に関する課題の検討等を継続的に実施する。また、県内の自然体験学習施設、現在自然体験学習等を実践している県内の NPO や団体等と、相互に情報や人材等を提供する連携体制を築きあげる。

さらに、行政機関は、情報や人材、資機材等の提供窓口となる拠点施設「(仮)泡瀬環境学習センター」を整備するなど、各主体の活動に対する支援を継続していくことも重要となる。

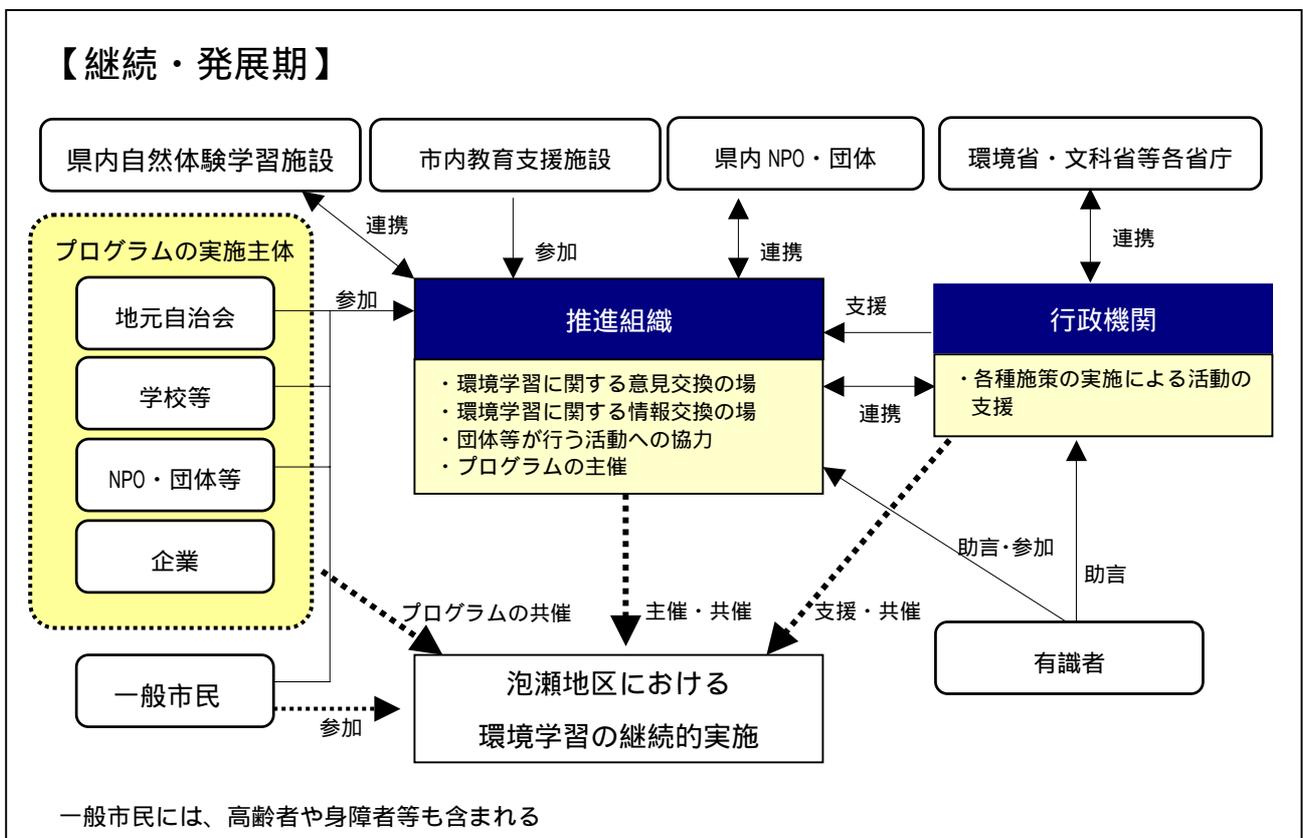


図 - 3.5.4 継続・発展期の組織体制（案）

## 5.4 活動推進に向けた施策

「沖縄市内の小・中学校、及び養護学校に対するアンケート調査」では、現在、環境学習を行う上での課題として、支援者の確保、安全対策、及び移動手段の確保等があげられている。また、子供用の教材、講師・インストラクター、学習プログラム等の支援についても要望がある。

「NPO、環境関連団体に対するヒアリング調査」では、費用面での支援、及び協力者の確保、備品・教材等が必要な支援としてあげられている。

以上から、環境プログラム実践の推進に向けた施策について、以下に整理した。

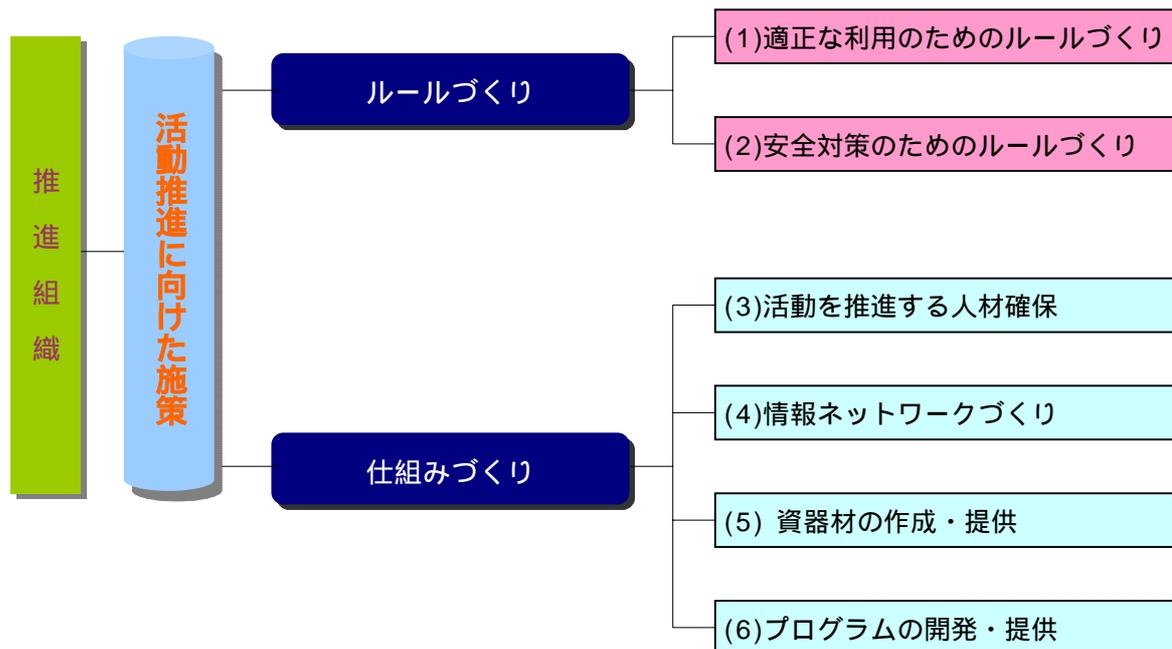
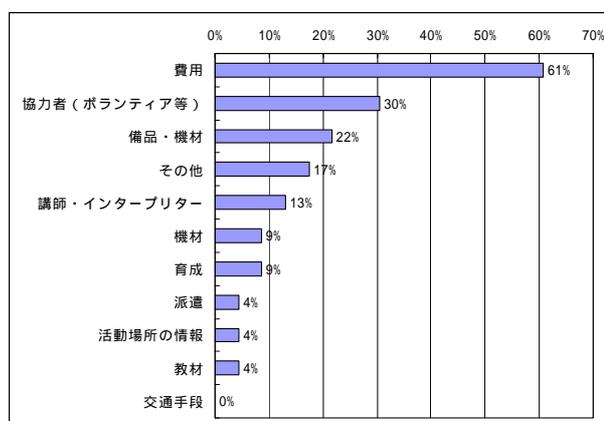


図 - 3.5.5 環境学習推進に向けた施策の体系

### 【参考】NPO等緒団体へのヒアリング“最も必要な支援”



n = 40 (複数回答)

## (1) 適正な利用のためのルールづくり

環境利用学習を推進するにあたり、対象となる社会的・自然的資源の持続的な利用を可能とするための方策を検討することが望ましい。すなわち、社会・環境に与える負荷を最小限に抑えるために、利用する上でのルールづくりが必要である。

### 【参考】グレートバリアリーフにおけるルール

	一般 用区 域	生息 域保 護区 域	河 口 保 護 区 域	保 護 公 園 区 域	緩 衝 区 域	国 立 公 園 区 域	完 全 保 護 区 域	
ダイビング、ボート、投錨、写真撮影							立 入 禁 止	
釣り				制限 <sup>1</sup>	×	×		
流し釣り				制限 <sup>2</sup>	制限 <sup>2</sup>	×		
スノーケルによる銚突き				制限 <sup>3</sup>	×	×		
採集 <sup>4</sup>	許可	許可	×	×	×	×		
制限付き採集 <sup>5</sup>				×	×	×		
徒手による餌を利用した採集					×	×		
餌を用いた網による採集					制限 <sup>2</sup>	×		
カニ漁				制限 <sup>6</sup>	×	×		
カキ漁				制限 <sup>7</sup>	×	×		
商業用の網漁				×	×	×		
トロール漁		×	×	×	×	×		
航空機の飛行								制限 <sup>8</sup>

×：活動が許されていない

許可：活動には許可が必要

制限：活動が制限されている

1：1人あたりの竿は2本までで、ひとつの糸に釣り針やルアーは1個が使用可能

2：表層の魚のみに限定

3：地区が指定されている

4：28日間に保護対象でない種を5個体以上採集することが可能

5：保護対象でない魚類、貝類、他の無脊椎動物の採集は5個体以内とする

6：捕獲用の仕掛けは1人あたり4個以内とする

7：採集場所ですぐ食べる

8：高度制限あり

### 人の利用による影響を低減するための実施事例

(グレートバリアリーフのゾーニングとそれぞれのゾーンで可能な行動)

【参 考】東京都と小笠原との協定書における「適正な利用のルール」

1. 共通ルール

- 1 東京都自然ガイドの指示に従う。
- 2 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。
- 3 定められた経路以外を利用しない。
- 4 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- 5 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- 6 動物にえさを与えない。
- 7 動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- 8 岩石などに落書きをしない。
- 9 ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

2. 個別ルール

	南 島	母島石門一带
最大利用時間	2 時間	設定しない
1 日当たりの最大利用者数	1 0 0 人 (上陸 1 回当たり 1 5 人)	5 0 人 (1 回当たり 5 人)
制限事項	年 3 か月間の入島禁止期間の設定 (当面、1 1 月から翌年 1 月末日までとする。ただし、年末年始の 8 日間を除く。詳細な日程は年度毎に定める。)	鍾乳洞は立入禁止
ガイドー人が担当する利用者の人数の上限	1 5 人	5 人

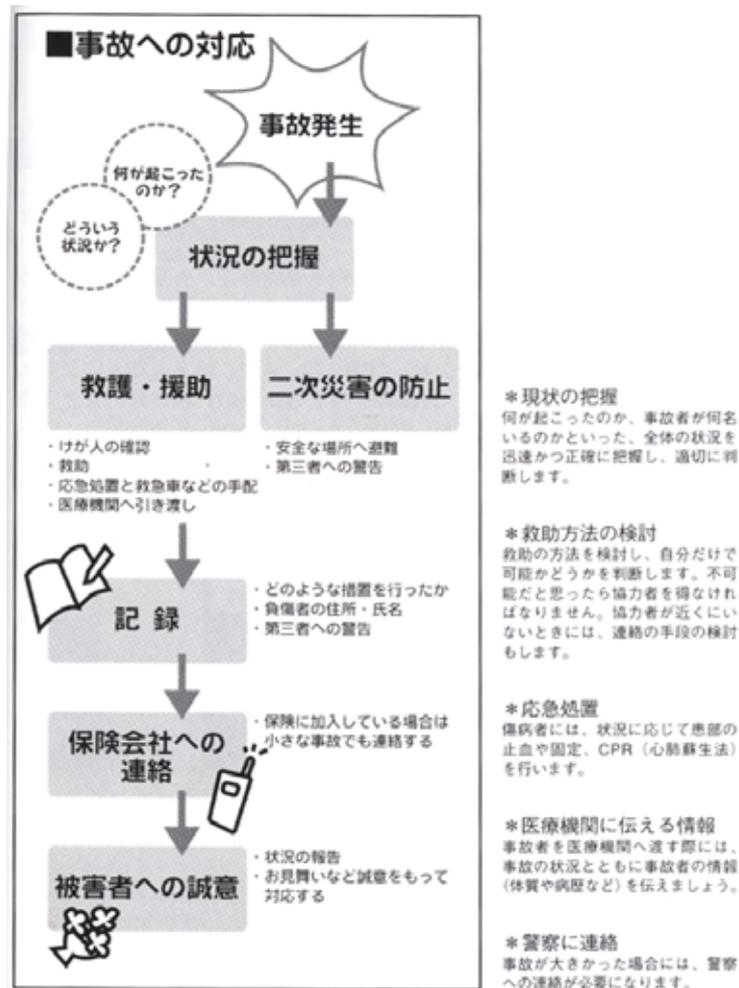
人の利用による影響を低減するための実施事例  
(東京都と小笠原との協定書における「適正な利用のルール」)

## (2)安全対策のためのルールづくり

野外、特に海辺での活動においては、ケガや水難事故、害虫等による被害、熱中症等の急性疾患等、事故や疾病が発生する可能性が高い。

このため、主催者と参加者がリスクを認識し、参加者自らが注意して行動することを徹底するとともに、事故が起きてしまった場合の応急処置や連絡体制についてルールづくりを行い安全対策を構築することが必要である。

### 【参 考】事故発生時の対応



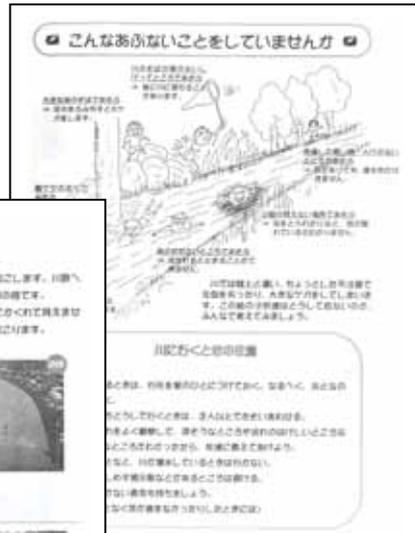
### 「もしもの場合の対応」

(出典：自然体験活動ガイドブック 海辺の達人になりたい)

【参考】川での活動における安全ガイドブック「初めての川遊び」

(財団法人河川環境管理財団)

「初めての川遊び」は、子どもから大人までを対象に、川で楽しく、安全に遊ぶために、知っておくべきことをとりまとめたものである。



出典：「初めての川遊び」(財団法人河川環境管理財団)

### (3)活動を推進する人材の育成、登録制度の確立

講習会・研修会の開催などにより、環境教育・環境学習の推進力となる人材や地域における活動のリーダーとなる人材を育成するとともに、環境保全に関する専門家の登録制度などを活用して、人材の確保と活躍の場の拡大を図る。

#### 1)講習会・研修会などの開催

体験を重視したプログラムを推進するためには、知識だけでなく全体的な企画・計画を担う人（プランナー）や、それぞれの活躍の場で参加者の思いや参加者同士の関係を上手に引き出したり、促進したりする人（ファシリテーター）さらに、さまざまな人や団体、場とのネットワークづくりやそのつなぎ役として調整を行う人（コーディネーター）など、多様な人材が必要である。また、地域における活動のリーダーとなりうる人材も数多く求められる。このような人材の育成を目的とした講習会、研修会などを開催するとともに、常に最新の情報を提供することによって、その活動を支援する必要がある。

#### 2)インタープリター・バンク（仮称）の登録・活用

環境学習プログラムを進めていく過程において、専門的な知識や豊富な経験に基づく助言、指導が必要になる場合がある。また、学習プログラムの企画やそれを実践に移す時の調整などにも知識・経験が必要である。

それぞれの実施主体が必要な人材を全て確保することは実際には困難であるため、環境保全に関する各分野の専門知識や技術を持った人材に関する情報を収集し、登録・派遣を行うなど活用を図っていく。

このため、「沖縄市郷土博物館」や「子ども未来ゾーン」、既にある団体等と連携を強化する他、新たに専門的知識や豊富な経験を有し、プログラムの指導員として、協力してもらえ個人や団体等を「インタープリター・バンク（仮称）」として登録することを提案する。

「インタープリター・バンク（仮称）」の運用にあたっては、行政機関が窓口となり、活動を実施する団体等からの問合せに対し、情報の提供、人材の派遣依頼を行う。

### 3) 泡瀬ガイド倶楽部（仮称）の登録・活用

近年の観光客のニーズは、従来の観光地における「もの」とのつながりに加え、地域での様々な体験や人との語りなど、その地域の「人」とのふれあいを求める傾向にある。これからの観光地づくりにおいては、観光客に対する「人と人のふれあい」の機会をどれだけ創出できるかが、極めて大切な意味を持つ。

このため、環境学習のインタープリターの補助、及び将来的な観光客へのガイド役等を担うガイドボランティア制度「泡瀬ガイド倶楽部（仮称）」の導入を検討する。

ガイドは、環境利用学習の実施にあたってインタープリターを補助し、学習の効果が発揮できるよう支援するとともに、将来的に沖縄市の紹介や観光客からの質問への対応など、直接観光客をガイドする他、観光ルートの設定や挨拶状の送付などの活動を行うことが考えられる。

表 - 3.5.1 泡瀬ガイド倶楽部(仮称)の活動概要（案）

項目	概要
環境利用学習の補助	・環境利用学習の支援
泡瀬及び周辺の紹介	・泡瀬や沖縄市の簡単な紹介 ・個別観光地の紹介
観光客からの質問への対応	・観光客が興味を示した質問事項に対して説明
観光ルートの設定	・観光客の滞在時間に応じたルートづくり
フォローアップ	・来訪のお礼、地域イベントの紹介などの季節のあいさつや再来訪を促す挨拶状の発送

#### 観光ボランティア活動の波及効果

観光ボランティア活動によってもたらされる効果は幅広く、沖縄市の紹介、地域住民のもてなしによる観光客の沖縄市に対する評価の向上、また、ガイド自身にとっても、ガイド活動を通じた郷土への誇りの意識の芽生えや周囲への波及、さらにガイドが高齢者である場合は、「生きがいづくり」といった効果も考えられる。

#### (4) 情報ネットワークづくり

今後、学校や地域の自主的な実践活動を促すためには、欲しい情報をいつでも入手できる体制が整備されていなければならない。

実際に環境学習プログラムを進める際には、泡瀬地区の自然環境に関する情報、歴史や文化に関する情報など、環境保全に関する基礎的な情報はもとより、環境教育・環境学習に関わる団体などの活動状況や各主体が企画・実施しているさまざまな学習講座、イベント、セミナーなどに関する情報なども重要になってくる。また、取組みの幅を広げ、より一層発展させていくためには、他の活動団体などとの情報交換を活発に行い、お互いに協力・連携することが効果的である。

このため、対応窓口を設定し、情報収集・提供を行うとともに、インターネットや広報誌などを活用して常に最新の情報を提供していく。

とりわけ、インターネットについては、必要な時にいつでも手に入る情報源として、環境教育・環境学習や自主的な環境保全活動の促進にとって重要なツールでもあることから、その内容を十分に検討する。

また、各活動団体は、それぞれに蓄積されている環境学習に関する実践例・ノウハウなどの情報交換を進める。

#### (5) 資器材の作成・提供

環境学習プログラムに沿った取組みを進めていく際に、テーマや内容によっては、専門書などの資料や測定・観察のための機器類を使用する場合がある。全ての実施主体が、使用頻度の低いものまで含めて、これらの資器材を準備することは、経費面からも、環境学習プログラムの推進にとって障害となりかねない。

また、環境学習の指導者や地域における活動のリーダーに対しては、指導者用の資料、体験型・実践型学習のためのハンドブックなどにより活動をサポートする必要がある。

そこで、幅広い年齢層や学習レベルに合った教材・資料などを作成・配布するとともに、機器類、図書などについては貸し出しを行うことが必要となる。

泡瀬地区の自然ガイドブックなどの冊子・資料については、環境問題に対する関心を呼び起こし、自ら進んで学習しようとする意識を高めるために重要であることから、常に新しい情報が盛り込まれるよう配慮しながら、継続的に作成し配布していく。また、水環境簡易調査方法など、新たな調査や学習の手法に関する教材の開発・提供を行うことが望ましい。

資器材の貸し出しについては、将来的には今後整備される拠点施設において行うこととする。

比較的扱いやすい機器類、図書などについては、必要な数を整備するとともに、その利用を促進するために、どこにどのような資器材が配備されているかといった情報を提供することが必要となる。

## (6)プログラムの開発・提供

平成 15 年度から、プログラムの検討、開発を行ってきたが、今後は、まず、行政機関が試験的にプログラムを実施し、その結果や参加者の意見等を参考に、さらにプログラムの開発を進めることが重要となってくる。

プログラムは、豊富な経験から得られたノウハウなどが蓄積されるものであり、環境学習の推進にとって大きな財産となるため、より質の高いプログラム開発に資するよう実践事例をプログラム集としてとりまとめるとともに、これを積極的に紹介していくことも検討する。

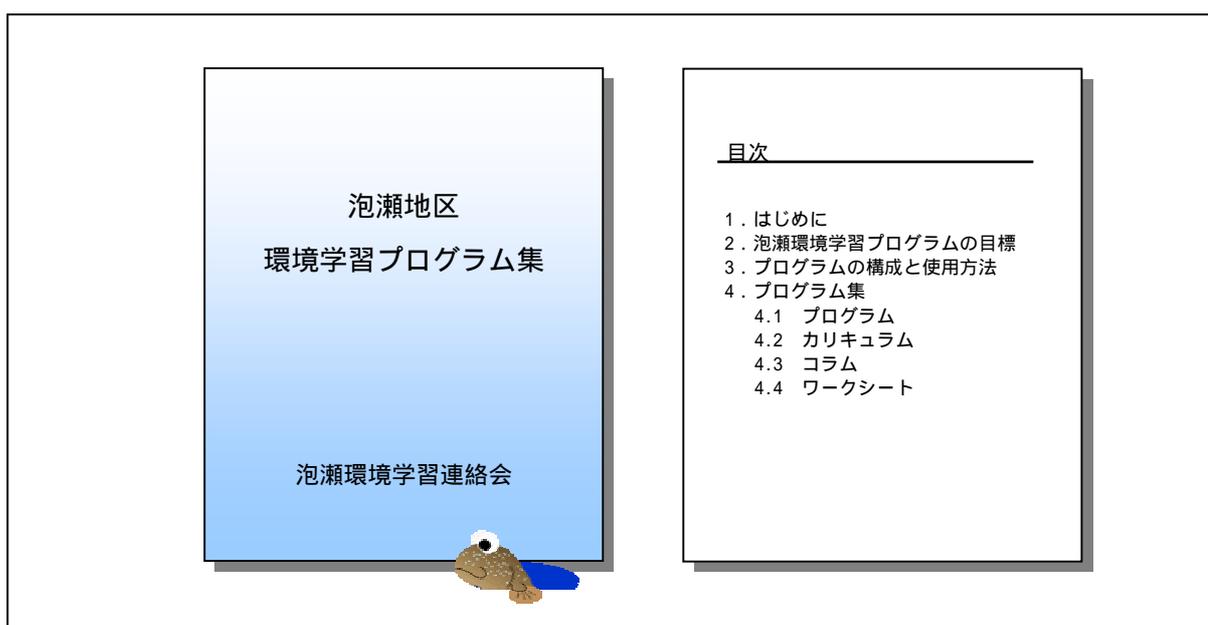


図 - 3.5.6 泡瀬地区環境学習プログラム集とりまとめイメージ